

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和3年12月24日(金)
招 集 場 所	飯南町農業活性化センター研修室
出 席 委 員	14名(1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14番)
欠 席 委 員	0名()
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について 第4 議題2号 農業経営改善計画認定申請について 第5 議題3号 農地売買等支援事業の決定について 第6 議第4号 農用地利用集積計画の決定について
出席した者の職氏名	事務局長 深石 尚志 書記 田邊 郁也
付 託 事 件	開会 9時30分
事務局	ただ今から令和3年度第8回飯南町農業委員会総会を開催致します。 (議長からあいさつがなされたのち、出席委員14名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に12番委員、13番委員が氏名された。)
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。
事務局	農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について、資料に基づき説明。
議長	続いて、議案審議に入ります。
議長	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について
事務局	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。 議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、本日2件の申請が出ています。
	受付・申請番号213-12号 譲受人の住所氏名 ██████████

	譲渡人の住所氏名 ██████████ 氏
	申請の土地 現況地目 ██████████ 他 ██████ 筆 登記簿地目 ██████████ 合計面積 ██████████ 種類 ██████████ 対価 ██████████ 期間 ██████████ 譲渡理由 ██████████
	譲受理由 ██████████
	備考 ██████████
	6ページに位置図をつけていますのでご覧ください。
	受付・申請番号213-13号
	譲受人の住所氏名 ██████████ 氏
	譲渡人の住所氏名 ██████████ 氏
	申請の土地 現況地目 田 登記簿地目 田 合計面積 ██████████ 種類 ██████████ 対価 ██████████ 期間 ██████████ 譲渡理由 ██████████
	譲受理由 ██████████
	備考 ██████████
	8ページに位置図をつけていますのでご覧ください。
議長	ありがとうございました。 地元委員からの現地確認報告をお願いします。
██████ 委員	██████ 月 ████████ 日に ████████ さんと ████████ さんが来られて話を聞きました。██████ さんにも確認したところ、贈与に関しては税金がかかってくるので、無償で提供するということでした。また、現地につきましては ████████ に墓地がありましたが、撤去するということでした。

事務局	<p>メリットについては定かではありませんが、公社を通じた売買については農業経営基盤強化促進法に基づき行うこととなっておりますので、今回は農業経営基盤強化促進法に基づき議案に挙げさせていただきます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>その他ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>(6番挙手) 今回の議案では対価ということで売買価格が表示されています。これまでの総会で何件か売買案件がありました但し価格の表示がされていませんでした。その辺りはどういった違いがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回は公社を通じた売買ですので、金額が表示されています。本来でありますと売買価格を明記すべきかもしれませんが、これまでの売買案件のほとんどは司法書士を通じて提出されており、その際に金額が書かれていませんので、事務局で把握できないというのが現状です。今後は金額を書きいただき、皆様にも開示できるような方法をとりたいと考えています。</p>
委員	<p>分かりました。 価格というのはほ場によって違うと思いますが、今回の金額が通常の価格という考え方でよろしいですか。</p>
事務局	<p>そうではありません。ほ場の条件や売り手の考え方等で価格はピンからキリまでになります。通常は売り手と買い手が相対で話をさせていただき価格が決まります。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>その他ご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(意見なし) 質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数ですので議第3号は原案どおり可決いたしました。</p>

議長	<p>議第4号 農用地利用集積計画の決定について 議第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議第4号 農用地利用集積計画について、本日4件の申請が出ています。</p>
	<p>整理番号1 利用権の設定を受ける者 [redacted]</p>
	<p>利用権を設定する者 [redacted] 氏</p>
	<p>利用権を設定する土地 現況地目 田 面積 1,431㎡ 設定する権利 利用権の種類 賃借権 内容 水田 作付け 12.50a 始期 令和4年1月1日 終期 令和7年3月31日 契約 3年 新・再 新規設定 借賃 作付け10a当り玄米1袋 支払方法 毎年11月末日までに本人に手渡し</p>
	<p>整理番号2 利用権の設定を受ける者 [redacted] 氏</p>
	<p>利用権を設定する者 [redacted] 氏</p>
	<p>利用権を設定する土地 [redacted] 他 [redacted] 筆</p>
	<p>現況地目 田 合計面積 16,101㎡ 設定する権利 利用権の種類 賃借権 内容 水田 作付け 115.20a 始期 令和4年1月1日 終期 令和14年12月31日 契約 11年 新・再 新規設定 借賃 全体で玄米12袋 支払方法 毎年11月末日までに本人に手渡し</p>
	<p>整理番号3 利用権の設定を受ける者 [redacted]</p>

	<p>利用権を設定する者 利用権を設定する土地 現況地目 合計面積 設定する権利 利用権の種類 内容 作付け 始期 終期 契約 新・再 借賃 支払方法</p> <p>整理番号4 利用権の設定を受ける者</p> <p>利用権を設定する者 利用権を設定する土地 現況地目 合計面積 設定する権利 利用権の種類 内容 作付け 始期 終期 契約 新・再 借賃 支払方法</p> <p>備考欄にあるページに位置図をつけていますのでご覧ください。</p> <p>このことについて地元委員の現地確認報告を求めます。 整理番号1から順にお願いします。</p> <p>先日、[]の[]から話がありましたので現地確認に行ってきました。前耕作者が耕作できなくなったため[]にお願いしたいと相談を受けたとのことでした。[]はこの近辺でも耕作しておられますので、妥当であ</p>	<p>[] 氏 [] 筆</p> <p>田 8, 571 m²</p> <p>賃借権 水田 71.85 a 令和4年1月1日 令和13年12月31日 10年 新規設定 全体で玄米12袋 毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し</p> <p>[] 他 [] 筆</p> <p>田 8, 571 m²</p> <p>賃借権 水田 71.85 a 令和4年1月1日 令和13年12月31日 10年 新規設定 全体で玄米12袋 毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し</p>
議長		
[] 委員		

	<p>ると判断しました。よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございました。 続いて整理番号2について報告をお願いします。</p> <p>先日確認を行いました。先程、事務局が説明された通り新規の設定で[]さんをお願いしたいとのことでしたので、よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございました。 整理番号3、4については、事務局より報告をお願いします。</p> <p>整理番号3、4につきましては、[]さんから公社を通じて[]へお願ひしますということをお聞ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございせんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>議長 挙手多数ですので議第4号は原案どおり可決いたしました。以上を持ちまして、議案審議を終了します。</p> <p>事務局 続きまして、事務局から情報提供があればお願ひいたします</p> <p>事務局 事務局より「飯南町主食用米次期作継続応援金」、「農地機構だより」について、資料を基に情報提供がなされた。</p> <p>議長 ありがとうございました。 その他情報提供はございせんか。</p> <p>[] 委員 (7番挙手) 情報ではありませんが、先程の飯南町主食用米次期作継続応援金について、加算額についてはどのような根拠で算出したものなのでしょうか。</p> <p>事務局 皆様が損した額の半分程度を補填できるような計算方法となっています。</p> <p>[] 委員 (4番挙手) これはうるちのみで、酒米やモチ米は対象外ですか。</p>	
議長		
[] 委員		

事務局	はい。主食用米が対象となっておりますが、酒米、モチ米については対象外です。
■委員	それは何か理由がありますか。
事務局	酒米、モチ米については価格が下がっていないため対象外としています。
議長	その他情報提供はございませんか。 (情報提供なし)
議長	それでは、その他何かございませんか。
■委員	(13番挙手) ■委員より、一身上の都合により、会長職務代理者を辞任したい旨の報告があった。
議長	ありがとうございました。 先般、■委員より会長職務代理を辞任したいとの相談があり、その旨を事務局へ伝えました。対応について事務局より説明をお願いします。
事務局	先程、■委員より会長職務代理者を辞任したいとお話いただきました。飯南町農業委員会規則第3条第2項によると、会長及び職務代理者が欠けたときの後任の互選は、その欠けた日から起算して10日以内に行わなければならない、となっております。■委員からは事前に辞任の意向を伺っておりましたので、役員と事務局で事前協議を行わせていただきました。 事務局案としては経験年数等を考慮しまして、現在、小委員会の委員長をしておられます■委員に職務代理者をお願いできればと思っております。小委員会の委員長には■委員をお願いして、空いた広報委員会に■委員に入っていたければと思っておりますが、いかがでしょうか。
議長	委員の皆様、いかがでしょうか。 何か質疑はございませんか。 (意見なし)
議長	質疑がないようですと、事務局案に賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数)
議長	挙手多数で承認いただきました。 来月から新しい役員体制でやっていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。 ■委員、■委員一言ずつよろしいですか。

議長	(■委員、■委員よりあいさつがあった。)
議長	その他何かございませんか。
事務局	来月の農業委員会は、1月27日(木)に飯南町役場2階会議室で行います。
議長	その他何かございませんか。 (意見なし)
議長	ないようですので、以上をもちまして総会を終了します。 終了時間 10時 16分
	会 長 ㊟
	12番委員 ㊟
	13番委員 ㊟